

## 第6章 事後調査計画

### 6-1 事後調査項目の選定

対象事業の実施による環境への影響については、「第4章 調査・予測・保全対策・評価」で述べたように、周辺環境に著しい影響を与えるものではないと考える。

ただし、工事計画、施設計画に未確定な部分があることから、実際の工事中、存在・供用時の予測条件と異なる場合が考えられる。

一方、本予測に際しては、基本的に危険側の予測条件を設定し実施しているため、予測結果が環境保全に関する目標等を大きく下回っている項目又は現況を著しく悪化させない項目は、事後調査計画の対象外とした。

ただし、大気質など、周辺住民において関心が高い項目については、実際に測定を行い、事業の影響の有無を確認、公表することが必要と考える。

以下に、事後調査を行なう環境要素、調査項目及び調査方法等を示す。

### 6-2 事後調査計画

#### 6-2-1 工事による影響

##### 1) 動物

##### (1) 調査項目等

工事による動物への影響の事後調査は、表 6-2-1 に示す内容で計画する。

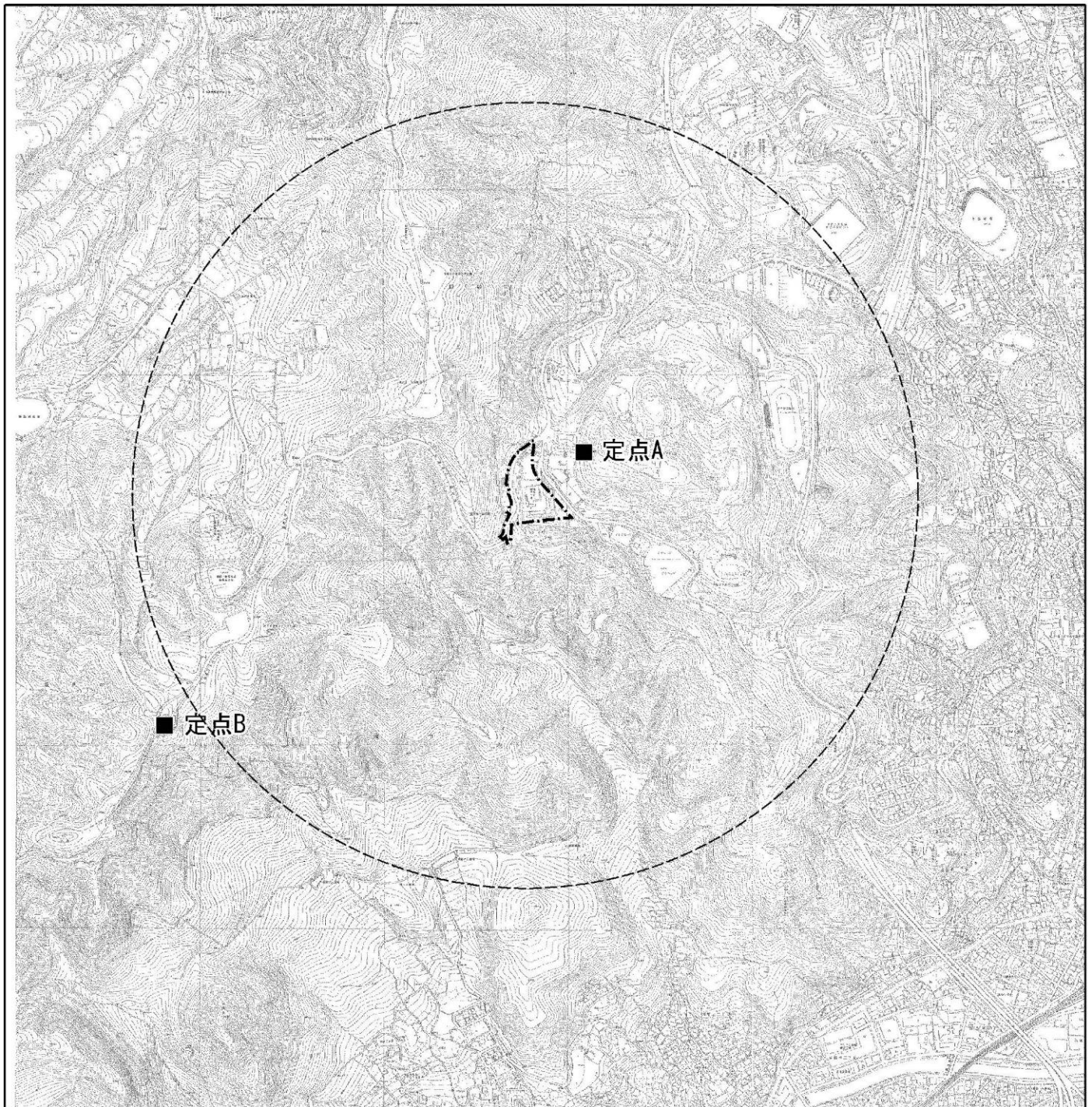
調査項目は、猛禽類の繁殖状況とする。

猛禽類の調査範囲は現地調査と同様とし、対象事業実施区域とその周辺 1km の範囲とする。調査範囲は図 6-2-1 に示すとおりである。

表 6-2-1 動物の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
ワシ・タカ類（ハチクマ、ノスリ等）及びフクロウ類	1月～8月の各月1回、各3日間連続	定点観察調査、林内調査等	2地点

なお、営巣が確認された場合は、「工事用車両が集中しないよう搬入時間の分散」、「交通規則の遵守」、「工事区域への仮囲いの設置」、「低騒音・振動型機械の使用」、「建設機械の稼働時間の遵守」等の徹底を図るとともに、速やかに長野県環境部局へ報告する。また、工事の実施時期や実施手順の検討、監視体制の強化などの保全策について検討を行い、実施の必要があると判断された場合には、保全措置の実施について、学識経験者又は地元有識者等へのヒアリングを行うことにより、繁殖への影響を最小限にとどめる。



凡例

■ : 調査地点

▭ : 対象事業実施区域

○ : 調査範囲



0 100 200 300 400m

図 6-2-1 ワシタカ類及びフクロウ類事後調査地点（工事による影響）

## 6-2-2 存在・供用による影響

### 1) 大気質

#### (1) 調査項目等

存在・供用による大気質への影響の事後調査は、表 6-2-2 及び表 6-2-3 に示す内容で計画する。

調査項目は、施設の稼動に伴う排ガスの影響とし、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀とする。また、あわせて地上気象を測定する。

調査地点は図 6-2-2 に示す現況調査地点とする。

表 6-2-2 大気質の事後調査計画（存在・供用による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
二酸化硫黄 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質	4 季/年 (7 日間/季)	24 時間連続測定 [1 時間値×24 回×7 日]	現況調査地点 4 地点
ダイオキシン類	4 季/年 (7 日間/季)	連続吸引 [1 検体/7 日]	現況調査地点 4 地点
塩化水素	4 季/年 (3 日間/季)	連続吸引 [1 検体/日/3 日間/季]	現況調査地点 4 地点
カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 水銀	4 季/年 (7 日間/季)	連続吸引 [1 検体/日/7 日間/季]	現況調査地点 4 地点
地上気象 (風向・風速、気温、湿度)	4 季/年 (7 日間/季)	24 時間連続測定 [1 時間値×24 回×7 日]	現況調査地点 4 地点

表 6-2-3 大気質の事後調査地点（存在・供用による影響）

項目	地点数	地点	調査地点位置	
二酸化硫黄 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 ダイオキシン類 塩化水素 カドミウム 鉛 水銀 地上気象	4	St. 1	岡谷市清掃工場	対象事業実施区域  本計画施設の稼動に伴う煙突からの排ガスの影響を受けるおそれのある地域のうち、方向別に民家が立地する地点を選定。
St. 2		樋沢地区		
St. 3		勝弦峠		
St. 4		岡谷市役所		

## (2) 測定方法

大気質の測定は、「大気の汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」等に定める方法とする。

ダイオキシン類の測定については「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法とする。

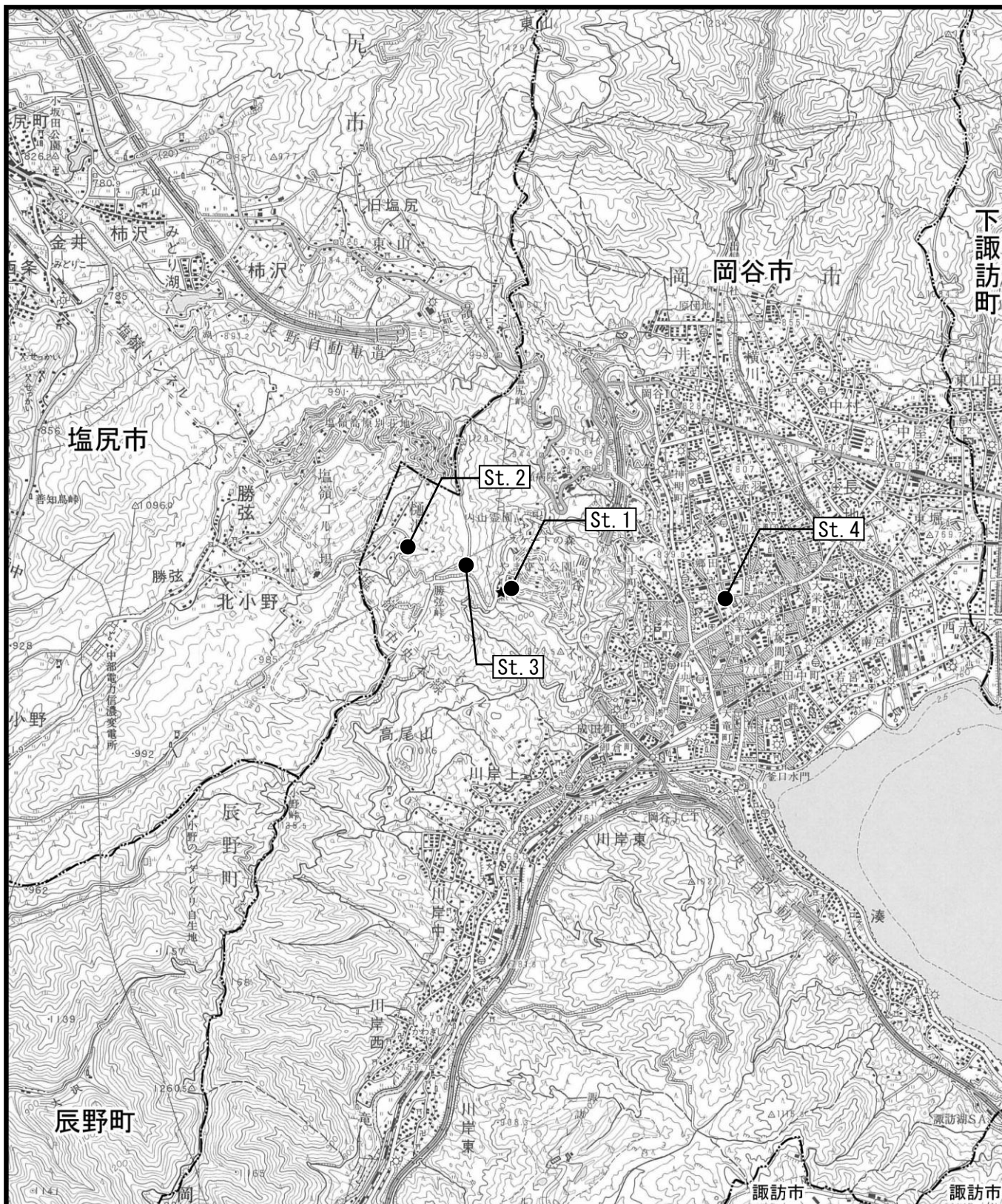
塩化水素については、大気汚染物質測定法指針に定める方法とする。

カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀については、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法とする。

大気質の測定方法を表 6-2-4 に示す。なお、地上気象の測定は、地上気象観測指針に定める方法により行う。

**表 6-2-4 大気質の測定方法**

測定項目	測定方法	データの情報	測定位置
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	溶液導電率法 (JIS B 7952)	毎正時	1.5m
一酸化窒素 (NO)	ザルツマン吸光光度法 (JIS B 7953)	毎正時	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法 (JIS B 7954)	毎正時	3.0m
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	自動測定器による微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) 質量濃度測定方法暫定マニュアル (改訂版)	毎正時	
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル	1 検体/季	1.5m
塩化水素	イオンクロマト伝導率法	1 検体/日/3 日間/季	
カドミウム及びその化合物	ろ紙捕集-ICP 分析法	1 検体/日/7 日間/季	
鉛及びその化合物	ろ紙捕集-ICP 分析法	1 検体/日/7 日間/季	
水銀	金アマルガム捕集-加熱気化 冷原子吸光法	1 検体/日/7 日間/季	



凡 例

● : 環境大気事後調査地点

★ 対象事業実施区域  
 - - - 市町村界

図 6-2-2 環境大気事後調査地点



0 500 1000 2000m

事後調査の実施にあわせ、表 6-2-5 に示すとおり、関連する施設の稼働状況及び環境保全措置の実施状況を調査・整理する。

**表 6-2-5 施設稼働状況及び保全対策実施状況の事後調査計画**

調査項目	調査時期	調査方法	調査対象
施設の稼働状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設配置</li> <li>・ 計画建築物仕様</li> <li>・ 設備</li> <li>・ 機器種別、規格、台数</li> <li>・ 廃棄物搬出入等車両走行台数</li> <li>・ 廃棄物焼却処理量</li> <li>・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の量</li> <li>・ 発電量</li> <li>・ 施設稼働電力量</li> <li>・ 売電量</li> <li>・ 緑化の状況</li> <li>・ その他の施設の稼働の状況</li> </ul>
環境保全措置の実施状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止対策の状況</li> <li>・ 騒音防止対策の状況</li> <li>・ 振動防止対策の状況</li> <li>・ 低周波音防止対策の状況</li> <li>・ 悪臭防止対策の状況</li> <li>・ その他の環境保全措置の実施状況</li> </ul>

### 6-3 事後調査結果の報告等

#### 6-3-1 事後調査報告書の提出時期及び提出先

事後調査を行う時点は、「建設工事の最盛期」及び「施設の稼働が通常の状態に達した時点」の2時点である。

事後調査結果報告は「建設工事の最盛期」及び「施設の稼働が通常の状態に達した時点」の各調査が完了した段階で速やかに行う。

事後調査報告書は県知事に提出する。

#### 6-3-2 事後調査結果の公表・公開の方法

事後調査結果は、事後調査報告書としてとりまとめ、公表・公開する。

公表・公開場所は、湖周行政事務組合及び計画施設ならびに湖周行政事務組合構成市町の関係部署とする。また、湖周行政事務組合ホームページにおいても公表・公開する。

#### 6-3-3 環境保全目標が達成できていない場合の対応方針

事後調査の結果、本事業の影響により環境保全目標が達成できていない場合には、速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直し並びに追加・見直した環境保全措置を踏まえた予測及び評価を行う。